

◆高齡者支援課 保 (☎438-4028)



サービスの提供は、訪問調査のうえ決定する事業があります。

サービス名	対 象	内 容
高齢者福祉手技治療割引券支給	65歳以上の方	はり・きゅう・マッサージ料金割引券（1回1,000円）を月2枚支給 ❖自己負担額：施術料金から1,000円を差し引いた額
高齢者配食	65歳以上のひとりぐらしまたは65歳以上の高齢者のみの世帯で、配食を必要と認められた方	昼食を週6回（月曜日～土曜日）、希望する曜日に配食 ❖自己負担額：1食当たり450円
ねたきり高齢者おむつ貸与等	40歳以上のねたきりまたはそれに準ずる方で、常時失禁状態またはこれに準ずる状態でおむつを常に使用されている方	自宅に紙おむつ等（種類による枚数）を配達 ※自己負担なし
ねたきり高齢者理・美容券交付	65歳以上のねたきり高齢者またはそれに準じた方	理・美容師の訪問により、カット・シャンプーまたは調髪・顔剃り等を無料で受けられるサービス券を年4枚まで交付 ※自己負担なし
ねたきり高齢者等寝具乾燥	65歳以上のねたきり高齢者またはそれに準じた方	毎月1回、寝具乾燥サービス車がご家庭を訪問※自己負担なし
高齢者緊急通報・火災安全システム設置	65歳以上のひとりぐらし高齢者または高齢者のみの世帯で、慢性疾患等があり日常的に常時注意を必要とする方。世帯の場合は、世帯全員に慢性疾患がある場合が対象	緊急通報システム・火災安全システムを通して緊急事態を受診センターに通報できます（医師の意見書が必要）※自己負担なし
高齢者住宅用防災機器給付	65歳以上のひとりぐらし高齢者で、心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要と認められる方	火災警報器、自動消火装置、ガス安全システムまたは電磁調理器のうち、必要と認められる機器を給付（設置） ※設置費用の1割相当分の自己負担あり
認知症高齢者徘徊位置探索	はいかい行動の著しい65歳以上の方で、介護保険認定で要介護・要支援の認定を受けた方	徘徊高齢者の早期発見と安全の確保に役立てるため、介護者に対してサービスを提供 ※所得に応じた自己負担あり
高齢者入浴	介護保険認定で要介護3以上の認定を受けた65歳以上の方で、介護保険の通所介護または訪問による入浴が困難な方	通所による入浴を実施。利用回数は週1回まで ※所得に応じた自己負担あり
高齢者緊急短期入所	①65歳以上で虐待・放置等により緊急に施設入所等の保護を必要とする高齢者の方 ②介護保険認定で要支援・要介護認定を受けた方でケアプラン作成時に想定されなかった緊急事態に対し、介護保険で対応することが困難な方	施設の緊急ベッドを確保 ※所得に応じた自己負担あり
高齢者福祉電話貸与・電話料助成	65歳以上のひとりぐらし高齢者または65歳以上の高齢者のみの世帯で、所得等の条件に該当し、近隣に親族が居住していない方 ※所得制限あり	安否の確認、孤独感の解消等のために電話の貸与および通話料の一部を助成 ❖助成内容：回線使用料、屋内配線使用料、電話機使用料、通話料（月600円を限度）、消費税 ※自己負担：通話料で、月600円を超えた分等
自立支援ホームヘルプ	65歳以上で介護保険認定で自立となられた方で必要と認められる方	週2回、1回2時間を限度に見守りおよび家事援助等を実施。 ※所得に応じた自己負担あり
高齢者等外出支援	介護保険認定で要支援または要介護と認定を受け、かつ心身の障害等により外出が困難な65歳以上の方、または40歳以上65歳未満の特定疾病の方で、市内に住所を有し、かつ一般の公共交通機関や手段では外出が困難な高齢者で、現に在宅で居住している方	介助員を配置したりフト付きの福祉車両等を用いて外出支援を実施（市役所を中心とした半径30キロメートルの範囲内） ❖自己負担額：実車料金、有料道路料金、駐車料金
自立支援日常生活用具給付	65歳以上の方で介護保険認定で自立となられた方で、用具等の給付が必要と認められる方	日常生活支援に必要な歩行支援用具等を給付。※用具の種類：歩行補助杖、入浴補助用具、スロープ、歩行機（シルバーカー）、腰掛便座、手すり※給付限度があり。 ※所得に応じた自己負担あり
高齢者日常生活用具給付	65歳以上で、介護保険認定で自立、要支援または要介護と認定された方で、用具等の給付が必要と認められる方	介護保険対象外の用具を給付することで在宅生活を支援 ※用具の種類：入浴担架、難燃性寝具、洗髪器、空気清浄器 ※給付限度額あり ※所得に応じた自己負担があり
高齢者入浴券支給	お風呂ない65歳以上のひとりぐらし高齢者または70歳以上の高齢者のみの世帯の高齢者の方	市内の公衆浴場の入浴券を『お風呂のない世帯の方に月1人10枚』を限度として支給 ※自己負担なし
自立支援住宅改修費給付	65歳以上で介護保険認定で自立となられた方で、サービスが必要と認められる方	高齢者の転倒防止等のために手すりの取り付けや段差解消等を行います。 ❖改修の種類：手すりの取付、床段差の解消、滑りの防止、移動円滑化のための床材の変更、引き戸等への扉の取替え、洋式便器等への便器の取替え、その他これら各工事に伴う必要な工事※助成限度額あり ※所得に応じた自己負担あり
高齢者住宅改造費給付	65歳以上の介護保護認定で要支援または要介護と認定され、サービスが必要と認められる方	介護保険で対象にならない改造について必要と認められる改造の費用を助成 ❖改造の種類：①浴槽の取り替えおよびこれに付帯して必要な給湯設備等の工事（ユニットバス・システムバスは、要相談） ②流し、洗面台の取替えおよびこれに付帯して必要な給湯設備等の工事 ※所得に応じた自己負担があり
高齢者家具等転倒防止器具等取付	市内に住所を有する65歳以上のひとりぐらし高齢者と65歳以上の高齢者のみの世帯	1世帯に対して、家具等に転倒防止器具等（5か所以内）を取り付け
介護予防事業（閉じこもり予防事業）	65歳以上で介護保険認定で要介護・要支援の認定を受けていない方	高齢者在宅サービスセンターで、閉じこもり予防のためのサービスを提供 ※自己負担額あり
高齢者いきいきミニディ	ひとり暮らしや虚弱等のために、閉じこもりがちなおおむね65歳以上の方	高齢の方の孤独感の解消や、社会とのつながりを深めることを目的に、自主的なボランティア活動で生きがいの場を提供している個人・団体を紹介 ※ミニディ協力員として活動される個人・団体には、活動費の一部を助成
敬老金の贈呈	市内在住の77歳・88歳・100歳	9月に敬老金（77歳・88歳の方：1万円、100歳の方：5万円）を贈呈
敬老行事への補助	市内在住の70歳以上の高齢者が15人以上参加して、9月に実施される敬老行事を行う個人・団体	9月に実施される敬老行事に対して、上限2万円（昨年度とは変更）の補助金を交付（事前申請）
家族介護慰労金	住民税非課税世帯・要介護4または5の方で、1年以上介護保険のサービス無受給・90日以上長期入院をしていない高齢者を介護されている方	介護保険のサービス無受給については、年間7日間までのショートステイは除く。慰労金を支給
訪問介護員養成研修事業	市内に在住・在勤の方で、すでに訪問介護員として働いている方・働くことが決まっている方・働くことを希望する方	訪問介護員（2級課程）の養成講習を開催 ※自己負担あり
市民介護教室	要介護者のいる家庭の介護者等	介護に必要な知識や技術の習得を目的として開催 ※自己負担なし
車イスの貸し出し	一時的に車いすを必要とする方（介護保険サービスで、貸与・施設入所・病院に入院されている方等は対象外）	1か月を限度に貸与 ※自己負担なし

◆危機管理室 (保) (番) 438・4010

もつすぐ夏休みが始まり、子ども達が外出する機会が増えます。市内でも、以前より子どもに対する虐待が

□発生時間帯 午後2時～6時までが全体の6割以上
□対象 女子が約8割

□ 養生場所 住宅地、学校付近、公園、商店街の順で多く、自宅前、階段踊り場、エレベーター、エレベーター

「写真を撮ってあげる」、「お母さん（お父さん）が、完（かん）ごう（こう）一（いち）緒（しょ）と（と）病（びん）完（かん）二（に）三（さん）等（とう）

お子さん自身と保護者の方が注意することはもとより、地域の皆さんで「子どもが安全で安心して暮らせるように」見守りをお願いします。

市内で、車の窓ガラスや鍵を壊し車内の貴重品等を盗む「車上ねらい」の発生件数が急増しています。

《对策》

◆車から離れるときは必ず「ドアロック」を！

◆車内にバッグ等を放置しない！

車外からバッグや現金が見えると標的となります。
◆警報ブザーを活用しよう！

地域での自主的な防犯活動を

支援するために防犯活動用の腕章の貸し出しをはじめました。これから防犯活動をはじめようとする皆さんも、ぜひご利用ください。

地域安全
西東京市